### 〇水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

#### 有害物質

項目	基準値(mg/L)		項目	基準値(mg/L)				
カドミウム及びその化合物	0.03 以下	1,1,1-トリクロ	3 以下					
シアン化合物	1 以下	1,1,2-トリクロ	1ロエタン	0.06 以下				
有機燐化合物※1	1 以下	1,3-ジクロロフ	プロペン	0.02 以下				
鉛及びその化合物	0.1 以下	チウラム		0.06 以下				
六価クロム及びその化合物	0.2 以下	シマジン		0.03 以下				
砒素及びその化合物	0.1 以下	チオベンカル	ブ	0.2 以下				
総水銀	0.005 以下	ベンゼン		0.1 以下				
アルキル水銀	検出されないこと	セレン及びそ	の化合物	0.1 以下				
PCB	0.003 以下	ほう素及び	河川・湖沼	10 以下				
トリクロロエチレン	0.1 以下	その化合物	海域	230 以下				
テトラクロロエチレン	0.1 以下	ふっ素及び	河川・湖沼	8以下				
ジクロロメタン	0.2 以下	その化合物	海域	15 以下				
四塩化炭素	0.02 以下	アンモニア、	アンモニウム化合	100 PLEX.9				
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	物、亜硝酸化合	お物及び硝酸化合物	100 以下※2				
1,1-ジクロロエチレン	1以下	1,4-ジオキサン	0.5 以下					
シス 1,2-ジクロロエチレン   0.4 以下								
※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る								
※2 アンモニア性窒素に 0.4 を	乗じた値、亜硝酸性窒	産素及び硝酸性	窒素の合計量					

- 1 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める方法 により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることを いる
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3 塩化ビニルモノマー及びトランス 1,2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、 排水基準は無い。

#### 一般項目

項目	基準値
pH(水素イオン濃度)	河川及び湖沼 5.8~8.6
pn(小糸11ノ底皮) 	海域 5.0~9.0
BOD(生物化学的酸素要求量)	最大 160mg/L(日間平均 120mg/L)
COD(化学的酸素要求量)	最大 160mg/L(日間平均 120mg/L)
SS(浮遊物質量)	最大 200mg/L(日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 最大 5mg/L
フルマルペイリン抽出物員召有里	動植物油脂類 最大 30mg/L
フェノール類含有量	最大 5mg/L
銅含有量	最大 3mg/L
亜鉛含有量	最大 2mg/L
溶解性鉄含有量	最大 10mg/L
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/L
クロム含有量	最大 2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	最大 120mg/L(日間平均 60mg/L)
<b>燐含有量</b>	最大 16mg/L(日間平均 8mg/L)

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘 する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、科学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域 (湖沼であって水野塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。(浜名湖、佐鳴湖)

### 〇水域別上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例により、事業場が設置する特定施設の種類及び排出水が排出される区域ごとに上乗せ排水基準が適用される。

特別	定事業場区分	特定施設の種類(番号)	該当表
鉱業用施設等		1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17, 18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30, 31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43, 44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56, 57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69, 70,71,72,73,74	一表
旅館業用施設等	旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場 飲食業等を行う事業場	66-3,71-2 66-4,66-5,66-6,66-7,66-8	
	医療業又は清掃業を行う 事業場	68-2,71-3	二表
冷凍調理食品製	冷凍調理食品製造業等を	18-2,18-3,21-2,21-3,21-4,23-2,51-2,	
造業用施設等	行う事業場	51-3,63-2,70-2,71-4	
畜房施設等		1-2,74の一部	三表
(対象外)		(上記以外) 38-2,63-3,64-2,66-2,69-2,69-3,71-5, 71-6	適用なし

#### (備考)

- 1 各表の上乗せ排水基準が適用されない区分については一律排水基準を記載している。
- 2 一つの特定事業場内に同一の表に係る異種の特定施設が併設され、それぞれ異なる上乗せ排水基準が設定されている場合、一表、三表においてはそのうち最大の、二表においては最小の許容限度のものを適用する。
- 3 一つの特定事業場内に一表及び二表に係る特定施設が併設されている場合の扱いは次のとおりとする。
  - (1) 鉱業用施設等と旅館業用施設等(71-3を除く)が併設されている場合は、一表と二表のうち許容限度の低い方を適用する。
  - (2) 鉱業用施設等(72 を除く)と一般廃棄物処理施設である焼却施設(71-3)が併設されている場合は、一表による。
  - (3) し尿処理施設(72)と一般廃棄物処理施設である焼却施設(71-3)が併設されている場合は、二表による。
  - (4) 鉱業用施設等と冷凍調理食品製造業用施設等に該当する特定施設とが併設されている場合は、一表による。
  - (5) 鉱業用施設等、旅館業用施設等及び冷凍調理食品製造業用施設等が併設されている場合は、一表による。
- 4 三表を適用する事業場は、畜房施設(1-2)のみを設置する事業場及び畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の事業場から排出される水の処理施設のみを設置する事業場とする。

## 一表

## A 浜名湖水域

A AA	31.1.20				有害	物質 <	最大值	ք>(mϩ	g/L)		一般	項目 <	最大値>	mg/L	. ( )	内平均	均値
設置年月日	特定事業場の区分	排水量区分 (m³/日)	適用 年月日	カドミウム	シアン	有機燐	六価クロム	砒素		ふっ 素 海域	B O D	C O D 海湖沼	S S	フェノール類	銅	亜鉛	ク ロ ム
	食料品製造業 (乳製品製造業を除く)	800以上 50~800	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.1	0.001	8	15	12		90 (70)	5	3	2	2
	(孔炭和炭担来で除く)	50未満									-		_	-	-	-	-
	染色整理業	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.1	0.001	8	15	(2 12	0)	40 (30) 90	5	3	2	0.4
S47.7.31 以前	木〇正柱木	50~300	340.0.1	0.002	1	0.1	0.5	0.001		15	(10	00)	(70) —	_	-	_	2
以則	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く <sup>※4</sup> )	800以上 50~800	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.1	0.001	8	15	4 (3	-	90 (70)	5	3	2	2
	下水道終末処理施設	50未満			1		0.5				-	-		_	-	-	_
	その他のもの	800以上 50~800	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.1	0.001	8	8**1	(2	-	40 (30)	0.2	1	1 2 <sup>**2</sup>	0.4
		50未満							8 <sup>**3</sup>	15 <sup>**3</sup>	-		_	_		3	_
	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く※4)	800以上 50~800	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.1	0.001	8	15	(1	5)	50 (40)	5	3	2	2
		50未満 800以上			0.2		0.1				2		- 70	_	_	_	_
S47.8.1 以降	下水道終末処理施設	50~800	S47.8.1	0.002	1	0.1	0.5	0.001	8	15	(2	0)	(50)	5	3	2	2
以降		800以上			0.2		0.1							_	_	_	
	その他のもの	300~800 50~300	S47.8.1	0.002	1	0.1	0.5	0.001	8	8	(1	-	30 (20)	0.2	1	1	0.4
		50未満							8 <sup>**3</sup>	15 <sup>**3</sup>	_		-	_			2
	(参考) 一律排	水基準		0.03	1	1	0.5	0.1	8	15	16		200 (150)	5	3	2	2

<sup>※1</sup> 砕石業及び砂利採取業は 15 ※2 暫定排水基準が適用される業種(金属鉱業、電気めっき業及び以上業種の特定事業場からの排水を受け入れる下水道業)は県条例の排水基準に基づき 3 ※3 ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る)、電気めっき業及び旅館業は暫定排水基準が適用される(ほう素等 3 物質暫定排水基準適用業一覧表参照) ※4 鉱業用施設等(1,2~18,19~21,22,23,24~38,39~51,52~63,64,65,66,67,68,69,70,71,72~74)

### B 馬込川水域

B 馬込川	///>	~			一般	対項目<最大	:値>mg/L	( )内平	均値
設置年月日		特定事業場の区分	排水量区分 (㎡/日)	適用年月日	B O D	S S	銅	亜鉛	クロム
		下水道処理区域内**1	50以上 50未満	S50.10.1	25(20) —	50 (40)	3	2 <sup>**2</sup>	2
			100以上	S51.6.24	160(120)	200 (150)		2**3	
	下	水道予定処理区域内	50~100	S49.4.1	100(120)	200 (130)	3	۷	2
			50未満	013.1.1	_	_		5	
			8,000以上	S50.10.1	25(20)	40(30)			
			3,000~8,000	500.10.1	40(30)	10 (00)			
		染色整理業	1,000~3,000		80 (60)	50 (40)	3	2	2
		<b>木口正</b> 在木	300~1,000	S49.4.1	100(80)	70 (50)			2
			50~300	543.4.1	120(100)	90 (70)			
			50未満		_	_		_	
S48.3.31	そ	パルプ・紙	18,000以上	S50.10.1	25(20)	40 (30)	3	2	2
以前		加工品製造業	50~18,000	550.10.1	50(40)	70 (50)	5	2	2
		加工吅裁坦米	50未満	_	_	_	I	_	_
	の	と畜業	50以上	S49.4.1	80 (60)	90 (70)	3	2	2
		○田未	50未満	_	_	_	_	_	_
		し尿処理施設	50以上	S49.4.1	40(30)	90 (70)	3	2	2
	他	(他特定施設併設を除く**6)	50未満	_	_	_	_	_	_
			5,000以上	S50.10.1	05 (00)	50(40)	0	- 3%3	0
		下水道終末処理施設	50~5,000	S53.4.1	25(20)	50(40)	3	2 <sup>**3</sup>	2
			50未満	_	_	_	-	_	_
			100以上		25(20)	50(40)		- 35.9	
		その他のもの	50~100	S49.1.1	40(30)	70(50)	3	2 <sup>**2</sup>	2
			50未満		_	_		5	
		¥1	50以上		25(20)	40(30)	_	2*2	_
		下水道処理区域内※1	50未満	S48.4.1	_	_	3	3	2
			3,000以上		25(20)	10 (22)			
			1,000~3,000		40(30)	40(30)	3	2	_
		染色整理業※4	50~1,000	S48.4.1	80 (60)	50 (40)			2
			50未満		_	_		_	
	そ		8,000以上		25(20)	10 (00)			
			3,000~8,000		40(30)	40(30)			
S48.4.1		染色整理業※5	1,000~3,000	S48.4.1	70 (50)	40 (40)	3	2	2
以後	の		50~1,000		90(70)	70 (50)			
			50未満		_	_	_	_	
		し尿処理施設	50以上	S48.4.1	40(30)	90 (70)	3	2	2
	他	(他特定施設併設を除く※6)	50未満	_	_	_	_	_	_
	l		50以上	S48.4.1	25(20)	50 (40)	3	2**3	2
		下水道終末処理施設	50未満	_	_	_	_		_
		7 0 14 0 1 0	50以上	2.1-	25(20)	40(30)	_	2**2	_
		その他のもの	50未満	S48.4.1		_	3	5	2
		(参考) 一律排力			160(120)	200 (150)	3	2	2

 <sup>※1</sup> 下水道処理区域内に所在する特定事業所から等が区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排出水とみなす。
 ※2 暫定排水基準が適用される業種は、県条例の排水基準に基づき 3
 ※3 暫定排水基準が適用される業種は、県条例の排水基準に基づき 3
 ※4 染色整理業に属し、かつ、その設置が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の対象となった特定事業場に係るもの。
 ※5 県から、共同施設資金等の貸付けを受けて、事業協同組合等が設置する特定事業場で、染色整理業のみに属するもの、若しくは、他の特定事業場から排出される水の処理施設を設置するもの、又は、他の特定事業場から排出される水の処理施設を設置する特定事業場
 ※6 鉱業用施設等 (1,2~18,19~21,22,23,24~38,39~51,52~63,64,65,66,67,68,69,70,71,72~74)

## C 天竜川水域

	11-21				一般項目		ng/I (	) 内は	平均值	<u> </u>
					/以例 [	コト取八世~川	Ig/L (	.) rsva	·   *//	<u>.</u>
設置年月日	<b>‡</b>	寺定事業場の区分	排水量区分 (m³/日)	適用 年月日	B O D	S S	鉱油類	銅	亜鉛	ク ロ ム
			50以上	055.4.4	25 (20)	50 (40)	5		2 <sup>**2</sup>	_
	1	水道処理区域内**1	50未満	S55.4.1	_	_	_	1	3	2
			400以上	S52.1.1	50 (40)	50 (40)	5	3	2	2
		食料品製造業	50~400	552.1.1	100 (80)	90 (70)	5	3		
			50未満	_	_	_	_	_	_	_
			4,000以上		25 (20)	40 (30)				
		製糸業	1,000~4,000		40 (30)	40 (30)	5	3	2	
		染色整理業	300~1,000	S52.1.1	100 (80)	70 (50)	ا ا	3		2
S50.12.31	そ	木口正柱木	50~300		120 (100)	90 (70)				
以前	o o		50未満		_	_	_	_	_	
	他	パルプ・紙加工品	50以上	S51.1.1	90 (70)	120 (100)	5	3	2	2
	10	製造業	50未満	_	_	_	_	_	_	_
		し尿処理施設	50以上	S51.1.1	40 (30)	90 (70)	5	3	2	2
		(他特定施設を除く) **4	50未満	_	_	_	_	_	_	_
			5,000以上		15 (10)	30 (20)	3	1	1	1
		その他のもの	2,000~5,000	S51.1.1	20 (15)	40 (30)		_		
		( ) ( )	50~2,000	001.1.1	25 (20)	50 (40)	5	3	2**2	2
			50未満		_	_	_	Ŭ	5	
		し尿処理施設	50以上	S51.1.1	40 (30)	90 (70)	5	3	2	2
		(他特定施設を除く) **4	50未満	_	_	_	_	_	_	_
	下	水道終末処理施設	50以上	S51.1.1	25 (20)	50 (40)	5	3	2**3	2
S51.1.1		下水 直終 木処 埋 施設	50未満	_	_	_	_	_	_	_
以後			5,000以上		15 (10)	30 (20)	3		1	1
		その他のもの	2,000~5,000	S51.1.1	20 (15)	40 (30)		1		
	(0)[60] (0)		50~2,000	001.1.1	25 (20)	50 (40)	5		2**2	2
			50未満		_	_	_	3	5	
		(参考) 一律排水	基準		160 (120)	200 (150)	5	3	2	2

<sup>※1</sup> 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排出水とみなす。 ※2 暫定排水基準が適用される業種は県条例の排水基準に基づき 3 ※3 暫定排水基準が適用される業種は5 ※4 鉱業用施設等 (1,2~18,19~21,22,23,24~38,39~51,52~63,64,65,66,67,68,69,70,71,72~74)

# 二表

## A 浜名湖水域

A 浜石湖水坝										
						一般項目<	最大値>mg/L	() 内	平均値	
特定事業場 の区分①	設置年月日	特定事業場の区分②	排水量区分 (m³/日)	適用年月日	B O D	C O D	S S	銅	亜鉛	ク ロ ム
					河川 海域・湖沼					_
		旅館業	50以上	S51.12.1	13	30 (100)	160 (120)	3	2	2
	S50.11.30		50未満	_			_	_		_
旅館業又は科学技	以前		50以上	S51.12.1	1:	20 (90)	130 (100)	3	2	2
術に関する研究等		究等を行う事業場	50未満			_	_		5	
を行う事業場		旅館業	50以上	S50.12.1	2	(15)	30 (20)	3	2	2
2117 7 7 7 7 7 7	S50.12.1	WALLY.	50未満	_		_	_	_	_	_
	以後	科学技術に関する研	50以上	S50.12.1	2	(15)	30 (20)	1	1	2
		究等を行う事業場	50未満	550.12.1		_	_	3	5	
	S55.5.9	全て	50以上	S56.5.10	4	0 (30)	90 (70)	3	2	2
医療業又は清掃業	以前	土(	50未満	330.3.10		_	_	J	5	_
を行う事業場	S55.5.10	全て	50以上	S55.5.10	2	(15)	50 (40)	1	1	2
	以後	土(	50未満	333.3.10		_	_	3	5	
		冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	8	80 (60)	80 (60)	3	2	2
		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	50未満	_		_	_	_	_	_
	S59.4.30	<b>△ +⊏ +□ \                                </b>	50以上	S59.11.1	8	80 (60)	70 (50)	3	2	2
冷凍調理食品製造	以前	合板製造業	50未満	_		_	_	_	_	_
業を行う事業場		7 - 11 - 1 -	50以上	050 11 1	4	0 (30)	90 (70)	_	2	
		その他のもの	50未満	S59.11.1		_	_	3	5	2
	S59.5.1	^ -	50以上	050 11 1	2	20 (15)	30 (20)	1	1	0
	以後	全て	50未満	S59.11.1		_	_	3	5	2
		共同調理場、弁当仕	50以上	H3.11.1	8	30 (60)	80 (60)	3	2	2
	H3.4.30	出屋又は弁当製造業	50未満	_		_	_	_	_	_
飲食業等を行う	以前	- W - I	50以上	H3.11.1	8	80 (60)	90 (70)	3	2	2
事業場		その他のもの	50未満	_		_	_	_	_	_
	H3.5.1		50以上	H3.5.1	2	20 (15)	30 (20)	3	2	2
	以後	全て	50未満	_		_	_	_	_	_
	( †		l	16	0 (120)	200 (150)	3	2	2	

## B 馬込川水域

B 馬込川小						— ş	投項目<最大値	直>mg/L(	)内平均値	1	
特定事業場	設置	区域※1	特定事業場の区分②	排水量の区分	適用	В	S		亜	ク	
の区分①	年月日	L-%	1,7,2 7,7,1 1, 1, 2, 3	(mg/L)	年月日	0 D	S	銅	鉛	П Д	
	05044.00	下水道	全て	50以上	S51.12.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
	S50.11.30 以前		科学技術に関する研	50未満 50以上		- 120 (90)	- 130 (100)		3		
	->\fi	その他	究等を行う事業場	50 未満	S51.12.1	120 (90) —	-	3	5	2	
旅館業又は科学技 術に関する研究等		下水道	全て	50以上	S50.12.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
を行う事業場		一小坦	± (	50未満		_	_		3	_	
01373711	S50.12.1		旅館業	50以上	S50.12.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
	以後	その他	科学技術に関する研	50未満 50以上	_	25 (20)	50 (40)	_ 1	2	_	
			究等を行う事業場	50未満	S50.12.1	-	J0 (40)	3	5	2	
		エーハギ		50以上	050 5 10	25 (20)	50 (40)	3	2		
	S55.5.9	下水道	全て	50未満	S56.5.10	_	_	3	3	2	
	以前	その他	全て	50以上	S56.5.10	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
医療業又は清掃業を行う事業場				50未満 50以上		25 (20)	50 (40)		5 2		
でリノ争未物	S55.5.10	下水道	全て	50 未満	S55.5.10	25 (20)	50 (40)	3	3	2	
	以後	7 - 0	A -	50以上	055 5 10	40 (30)	90 (70)	1	2	_	
		その他	全て	50未満	S55.5.10	_	_	3	5	2	
		下水道	全て	50以上	S59.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
		. , , ,		50未満		-	-		3		
	S59.4.30 以前			冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1 —	80 (60)	80 (60)	3	2	2
				7. O /lb	A 1- 4-1-1 NV	50以上	S59.11.1	80 (60)	70 (50)	3	2
冷凍調理食品製造		その他	合板製造業	50未満	_	_	_	_	_	-	
業等を行う事業場			その他のもの	50以上	S59.11.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
				50未満		-	-	_	5		
	S59.5.1	下水道	全て	50以上 50未満	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
	以後			50以上		25 (20)	50 (40)	1	2		
		その他	全て	50未満	S59.5.1			3	-	2	
		下水道	全て	50以上	H3.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
		17,02	_	50未満	_	-	-	_	_	-	
	H3.4.30 以前		共同調理場、弁当仕	50以上	H3.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2	
	以削	その他	出屋又は弁当製造業	50未満 50以上	H3.11.1	80 (60)	90 (70)	3	2	2	
飲食業等を行う事			その他のもの	50未満	-	-	-	_	_	_	
業場		下水道	全て	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
		广小坦		50未満	_	_	_	_	_	_	
	H3.5.1		共同調理場、弁当仕	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
	以後	その他	出屋又は弁当製造業	50未満 50以上	H3.5.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
			その他のもの	50以上	По.5.1	40 (30)	90 (70)	- -	_	_	
		(参孝	) 一律排水基準	00/17/19	<u> </u>	160 (120)	200 (150)	3	2	2	

<sup>※1</sup> 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排出水とみなす。

## C 天竜川水域

○ 人电川小							般項目<最大値	直>mg/L(	)內平均値	1
特定事業場	設置	区域※1	特定事業場の区分②	排水量区分	適用	В	S		亜	ク
の区分①	年月日	L-34	1,7,2,3,11,33,1,23,0	(m³/日)	年月日	0	S	銅	鉛	
				5001		D	50 (40)			7
	S50.12.31	下水道	全て	50以上	S55.4.1	25 (20)	50 (40)	3	3	2
	以前		科学技術に関する研	50火凋		120 (90)	130 (100)		2	
15 A5 W = 1, 31 W 15		その他	究等を行う事業場	50未満	S52.1.1	-	-	3	5	2
旅館業又は科学技 術に関する研究等		下水道	全て	50以上	S51.1.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
を行う事業場		一八色	± C	50未満	551.1.1	_	_		3	
	S51.1.1		旅館業	50以上	S51.1.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2
	以後	その他	科学技術に関する研	50未満 50以上	_	25 (20)	50 (40)	1	2	_
			究等を行う事業場	50 未満	S51.1.1	23 (20)	- 50 (40)	3	5	2
				50以上		25 (20)	50 (40)		2	_
	S55.5.9	下水道	全て	50未満	S56.5.10	_	_	3	3	2
	以前	その他	全て	50以上	S56.5.10	40 (30)	90 (70)	3	2	2
医療業又は清掃業				50未満		-	-	_	5	_
を行う事業場	S55.5.10	下水道	全て	50以上	S55.5.10	25 (20)	50 (40)	3	2	2
	以後			50米海		40 (30)	90 (70)	1	2	
	- XX	その他	全て	50未満	S55.5.10	- (30)	-	3	5	2
		エルメ	全て	50以上	S59.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
		下水道	王(	50未満	559.11.1	_	_	3	3	2
			冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2
	S59.4.30			50未満	-	-		-	-	_
冷凍調理食品製造	以前	その他	合板製造業	50以上 50未満	S59.11.1	80 (60)	70 (50)	3	2	2
業等を行う事業場				50火凋		40 (30)	90 (70)		2	
			その他のもの	50未満	S59.11.1			3	5	2
		下水道	全て	50以上	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
	S59.5.1	「小旭	± (	50未満	339.3.1	_	_	J	3	
	以後	その他	全て	50以上	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	1	2	2
				50未満 50以上	H3.11.1	25 (20)	50 (40)	3	5 2	2
		下水道	全て	50 未満	П3.11.1	25 (20)	50 (40)	- -	_	
	H3.4.30		共同調理場、弁当仕	50以上	H3.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2
	以前	その他	出屋又は弁当製造業	50未満	_	_	_	_	_	_
		その他	その他のもの	50以上	H3.11.1	80 (60)	90 (70)	3	2	2
飲食業等を行う			( - 7   0 - 7   0 - 7	50未満	_	-	-	_	_	_
事業場		下水道	全て	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
	H3.5.1		共同調理場、弁当仕	50未満 50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
	H3.5.1 以後		出屋又は弁当製造業	50 未満	-			- -	_	_
		その他		50以上	H3.5.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2
			その他のもの	50未満	_	-	-	_	_	-
		(参考)	一律排水基準		-	160 (120)	200 (150)	3	2	2

<sup>※1</sup> 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排出水とみなす。

# 三表

# 全水域

17/1-2				一般項目	<最大値>	() 内	平均値
設置年月日	特定事業場	排水量 (m³/日)	適用 年月日	B O D	C O D		S S
		2001/J F	051.0.1		海域・湖沼 (100)	160	(120)
S50.7.31	畜房施設のみを設置する特定事業場及び畜房施設を	300以上	S51.8.1 S48.10.1		(120)		(150)
以前	設置する畜産農業のみに属している他の事業場から 排出される水の処理施設のみを設置する事業場	7.5~50	S52.8.1		(180)		
以 <sub>即</sub>		7.5~50 7.5未満	332.6.1	230	_	300	(220)
		300以上		110	(80)	120	(100)
			CEO 0 1		• •		
	畜房施設のみを設置する特定事業場	50~300	S50.8.1		(100)		(120)
S50.8.1		7.5~50		160	(120)	200	(150)
以後		7.5未満	_		_		-
以该	畜房施設を設置する畜産農業のみに	50以上	S50.8.1	120	(100)	160	(120)
	属している他の事業場から排出される	7.5~50	330.6.1	130	(100)	100	(120)
	水の処理施設のみを設置する事業場	7.5未満	_		_		_
	(参考)一律排水基準		-	160	(120)	200	(150)

### 〇暫定排水基準等

#### A ほう素等 3 物質暫定排水基準適用業一覧表

有害物質の 種類	業種	許容限度 (mg/L)
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
	電気めつき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30
ほう素及び その化合物	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	40
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100
	旅館業 (1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。)	300
	旅館業(1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。)	500
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	10
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
ふっ素及び その化合物	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
アンモニア、ア	畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。)	400
ンモニウム化合 物、亜硝酸化合	モリブデン化合物製造業	1,300
物及び硝酸化合	バナジウム化合物製造業	1,350
物※	貴金属製造・再生業	2,800
title -lee		

#### 備考

- 1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えるものをいう。

 $\Sigma C$  i · Q i / Q

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci: 当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場(以下2において「当該下水道」という。)に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム)

Qi: 当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常の量(単位 1日につき立方メートル)

Q : 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 1日につき立方メートル)

※アンモニア性窒素に0.4を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

#### B 窒素含有量等暫定排水基準適用業一覧表

<令和5年環境省令第14号 附則別表>

適用期間: 令和5年10月1日~令和10年9月30日

	<del></del>	
項目	業種	許容限度
- 現日	<del>人</del> 性	(mg/L)
	天然ガス鉱業	160 (日間平均150)
	畜産農業 (豚房施設に限る。)	130 (日間平均110)
窒素含有量	酸化コバルト製造業	200 (日間平均100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム 化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100 (日間平均3,100)
燐含有量	畜産農業 (豚房施設に限る。)	22 (日間平均18)

#### 備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域(浜名湖水域)及びこれらに流入する公共用水域(佐鳴湖及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。
- 4 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域(浜名湖水域)及びこれらに流入する公共用水域(佐鳴湖及びこれに流入する公共用水域を除く。)に排出される排出水に限って適用する。
- 5 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 6 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該 事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第二 又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、 5の規定を準用する。

### C 亜鉛暫定排水基準適用業一覧表

< 令和 6 年環境省令第 29 号>

適用期間: 令和6年12月11日~令和11年12月10日

項目	業種	暫定基準(mg/L)
亜鉛	電気めっき業	4*

※暫定基準より上乗せ排水基準が厳しい場合、上乗せ排水基準が適用される。適用される基準 値は、水域別上乗せ排水基準を参照すること。

### D 六価クロム排水基準経過措置適用業一覧表

<令和6年環境省令第4号>

適用期間:令和6年4月1日~令和9年3月31日

-			
	項目	業種	暫定基準(mg/L)
	六価クロム	電気めっき業	0.5

※暫定基準より上乗せ排水基準が厳しい場合、上乗せ排水基準が適用される。適用される基準 値は、水域別上乗せ排水基準を参照すること。